

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

印紙税は税理士の専管業務ではありませんが、時々ご照会を受ける分野でもあります。今回は「記載金額」に焦点を当てて、一部ですが、ご案内いたしますのでご参考までに。

中小企業の設備投資(従来の「上乗せ」部分)

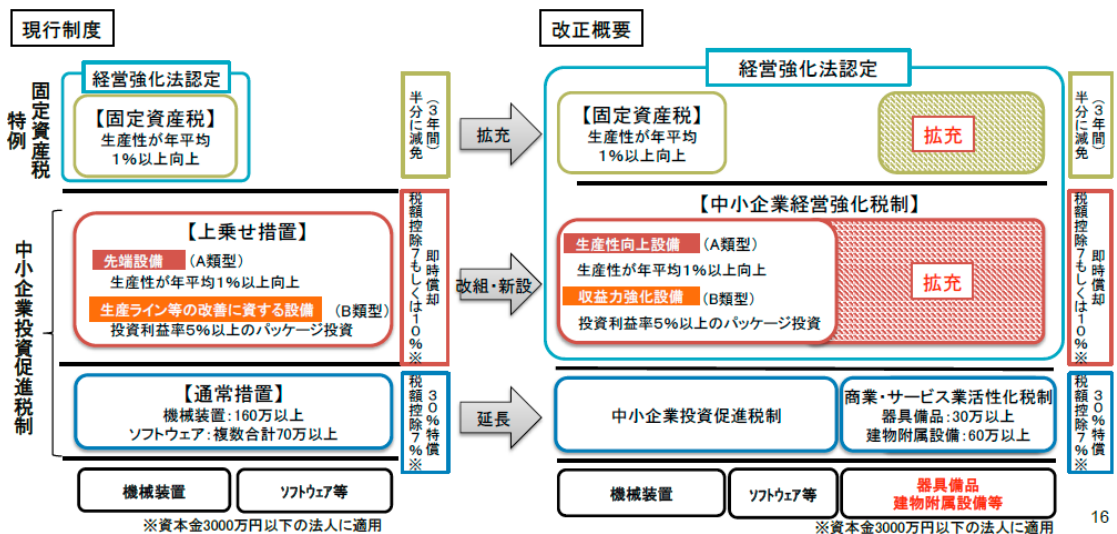
税理士 鎌田 ふくみ

設備投資関連について、今回は通常部分を復習しました。今回は、中小企業経営強化税制(旧来の「上乗せ」部分の相当)について、若干お知らせ致します。前回同様、法人を念頭に記載しますが、所得税も同様の適用があります。

平成29年改正で、中小企業経営強化税制が創設されました。

中小企業者等が「生産性向上設備(A)」又は「収益力強化設備(B)」に該当する設備の取得等をし、指定事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除7%(資本金3000万円以下の法人・個人事業主は10%)を選択適用できるものです。

従来の上乗せ措置対象設備であった機械装置、測定・検査工具、ソフトウェアに加え、器具備品、建物付属設備が追加されています。



(上表の現行制度が、改正前に相応します)

4月1日以後取得分からの適用となりますが、同税制の適用には中小企業経営強化法に

基づく「経営力向上計画」の認定を受けることが要件となります。

認定を受けるためには、原則設備取得前に、「生産性向上設備（A）」は工業会等の確認、「収益力強化設備（B）」は経済産業局による投資計画の確認を受けた上で「経営力向上計画」の申請をし、認定を受ける必要があります。申請は原則設備取得前にする必要がありますので、ご注意ください。

契約書等の記載金額

スタッフ 内田 優

契約書等(課税文書)を作成した際には、文書の種類、記載金額に応じて、印紙を貼付し消印を行わねばなりません。貼付する印紙の額は「記載金額」により異なります。

- ・不動産などの譲渡に関する契約書及び債権の譲渡契約書
 - ① 売買の場合 ⇒ 売買金額
 - ② 交換の場合 ⇒ 交換金額双方の金額が記載してある場合には高い方の金額が、交換差金のみが記載してある場合にはその交換差金が記載金額となります。
- ・消費貸借に関する契約書⇒ 消費貸借金額（利息金額は含まれません）
- ・請負に関する契約書⇒ 請負金額
- ・予定金額等が記載されている契約書
 - ① 記載された契約金額等が予定金額又は概算金額の場合 ⇒ 予定金額又は概算金額
 - ② 記載された契約金額等が最低金額又は最高金額の場合 ⇒ 最低金額又は最高金額
- ・契約の一部についての契約金額のみが記載されている契約書⇒ 記載されている一部の金額（ただし、契約書に記載された金額であっても、手付金額や内入金額は記載金額に該当しません）
- ・月単位などで契約金額を定めている契約書
 - ① 契約期間の記載があるもの ⇒ 月単位などの金額に契約期間の月数などを乗じて計算した金額
 - ② 契約期間の記載がないもの ⇒ 記載金額はないものとされます
- ・消費税額等の金額が区分記載されている契約書や領収書⇒ 税込価格と税抜価格の両方が記載されていること等により、消費税額等の金額が明らかな場合には、その消費税額等の金額は記載金額に含めません。
 - ① 第1号文書（売買契約書等）②第2号文書（工事請負契約書等）③第17号文書（領収証）

営業時間等のお知らせ

6月～11月は9：00～17：00、12月から5月まで9：00～18：00です。
バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。